# マネジメントリポート

2004年8月

今回のテーマ: 遺言の有効活用

事業承継のために遺言を活用することは有用です。遺言はオーナーの意志どおりに行えるため、ファミリー全体のストック・フローのバランスを考慮して財産承継を検討することがポイントです。

#### 1. 遺言の有効活用

	遺産分割対策	相続税対策
目 的	<ul><li>相続争いの防止</li><li>後継者へのスムーズな財産承継</li></ul>	・ 相続の一世代飛ばし ・ 税制特典の有効活用
有効な点	<ul><li>・ 法定相続分にこだわることなく財産分野が可能</li><li>・ 後継者が決定している場合、後継者への経営権・財産権の集中が可能</li></ul>	3 世代間において相続税を1回パスする

#### 2. 遺留分

民法上、兄弟姉妹を除く相続人には遺産の一定割合を確保できる「遺留分」という権利があり、遺言でもその権利を侵害することはできません。

遺言により会社の株式を承継させるような場合などは、承継者以外の遺留分を考慮する必要があります。

遺留分を確保した遺言書を作成する。

遺言前に、遺留分権利者が遺留分放棄を申し立て、家庭裁判所の許可を受ける。

#### 3. 遺言作成の手順

企業オーナーの場合は事業の方向性などもふまえ、つぎの手順で作成します。

遺言の対象となる財産の明確化(相続財産の調査、財産の評価と財産目録の作成)

相続人資格者や財産の遺贈を受ける人の明確化(親族図の作成)

遺言者の真意の明確化

遺言書の作成

### 4. 主な遺言の種類とポイント

公正証書遺言	証人 2 人以上立会いのもと、遺言内容を本人が口述し、公証人が筆記。 公証人役場で手続きをするため、改ざん・紛失や、方式・内容の不備がない。 ただし、証人から秘密がもれる恐れあり。 コストは、公証人手数料(ex 財産 10 億円の場合約 25 万円)+証人立会手数料	
自筆証書遺言	本人が遺言の全文・日付・氏名を書き押印。(ワープロ不可) 遺言の存在が秘密にできるが、方式・内容不備の可能性、改ざん・紛失の恐れあ り。	

## お見逃しなく!

1. 「任意後見制度」という、自己の判断能力低下後の後見事務(財産管理、生活、療養看護)を、判断能力があるうちに本人が自分の意志で任意代理人を委託する契約制度があります。遺言とセットで活用することにより、時系列で財産管理を進めることができます。

任意後見契約 公正証書遺言の作成 判断能力低下 任意後見契約開始 死亡 遺言の執行

- 2. 遺言は、遺言者の死亡の時まで、全部又は一部の変更や撤回を自由にすることができます。
- 3. 遺贈(遺言によって行う贈与)は遺言者の一方的行為のため、受遺者も放棄が可能です。